

令和5年7月24日

日本語教育機関 御中

出入国在留管理庁

留学生に対する人権侵害行為について（注意喚起）

1 趣旨

昨今、日本語教育機関における留学生に対する人権侵害行為等の不適切な事案を当庁において確認していることから、留学生の適切な受入れについて改めて各日本語教育機関において御確認いただくため、再度注意喚起することとしました。

2 改めて御確認いただきたい事項

日本語教育機関職員による生徒への暴行、旅券等の取上げ、進路妨害等の行為は、極めて重大な人権侵害行為であり、日本語教育機関の告示基準においても、抹消の基準の一つとされています。

また、日本語教育機関の告示基準解釈指針において人権侵害行為の類型として例示されていない行為であっても、留学生に対し、違約金、賠償金などと称して公序良俗に違反するような高額な金額の支払いを誓約させることや、貸与型奨学金により学費等を支弁する留学生が奨学金の給付元から不適切な返済を強要されていることを承知しながら適切な対応を実施しないことなど、弱い立場にある留学生を保護するための措置が行われていない場合も、留学生受入れ事業を行わせることが適当ではないとして、抹消の基準に該当する場合があります。

このような行為が疑われる場合、当庁として必要な調査等を実施した上で、留学生受入れ事業を行わせることが適当ではないと認められるときは、留学告示から抹消を行うなど、厳正に対処してまいります。

3 お願い

日本語教育機関の皆様におかれましては、留学生の人権を侵害するような不適切な行為が生じていないか、改めて確認を徹底していただき、受け入れた留学生に対して責任をもって在籍管理、生活指導等を実施していただきますようお願いいたします。

また、出入国在留管理庁においても、日本語教育機関における適切な在籍管理に向けて、引き続き必要な措置を講じてまいりますので、御協力をお願いいたします。

日本語教育機関の告示基準解釈指針(抄)

(抹消の基準)

第二条 留学告示別表第1に掲げる日本語教育機関が、次の各号のいずれかに該当し、留学生受入れ事業を行わせることが適当でないと認められる場合には、当該日本語教育機関を同表から抹消するものとする。

八 生徒に対し、人権侵害行為を行い、又は法令違反行為を唆し若しくは助けていたとき。

本規定に定める行為が、設置者によって実行されていた場合、日本語教育機関内である程度組織的に行われていた場合、一教員や一職員の行為ではあるが組織として黙認されていたような場合が該当する。

「人権侵害行為」には、旅券や在留カードの取上げ、合理的な理由なく生徒の意に反して除籍・退学・帰国等させる行為、進学や就職のために必要な書類を発行しないなど生徒の進路選択を妨害する行為、生徒に対する暴力、セクシャルハラスメント、人種差別的言動等が含まれる。

「法令違反行為を唆し若しくは助けていたとき」としては、生徒を刑法等に定める犯罪行為に引き込むことなどが含まれる。